

学校・園等の敷地内および周辺・通学路は

禁煙



兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」により
学校・幼稚園の敷地内および周辺と通学路※での
喫煙は禁止です。(※通学時間帯)

子どもをタバコの煙から守りましょう！

姫路市保健所 健康課

